

## ウィルコムあんしんサポート提供条件規約

(2013年1月31日をもちまして、「ウィルコムあんしんサポート」の受付を終了いたしました)  
2015年7月1日版

(規約の適用等)

- 第1条 ソフトバンク株式会社及び株式会社ウィルコム沖縄(併せて、以下「当社」といいます。)は、ウィルコムあんしんサポート提供条件規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これに基づきウィルコムあんしんサポート(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 当社は、本規約を変更することがあります。その場合には、当社ホームページへの掲示をもって本規約の変更とし、料金その他の提供条件は、変更後の規約によるものとします。

(用語の定義)

- 第2条 本規約における用語の定義は、次の各号で定める他、ウィルコム通信サービス契約約款の定義に従うものとします。
- (1) 「端末機器等」とは、PHS電話機およびSIM STYLEジャケット端末をいいます。
  - (2) 「新規ご購入等」とは、一般ウィルコム通信契約(定期一般ウィルコム通信契約を含みます。以下同じとします。)の申込みと同時にを行う端末機器等の新規ご購入、機種の変更と同時にを行う端末機器等の新規ご購入、W-VALUE SELECTによるSIM STYLEジャケット端末の買増しおよび当社が別に本サービスの対象と定めるものをいいます。
  - (3) 「適用端末機器等」とは、端末機器等のうち本サービスが適用される端末機器等をいいます。
  - (4) 「ご加入者」とは本サービスの加入者をいいます。
  - (5) 「端末機器メーカー」とは端末機器等の製造者をいいます。
  - (6) 「修理サポート」とは、適用端末機器等の故障(水没によるもの及び全損のものは除きます。)が発生した場合に、ご加入者のお申し出により、端末機器メーカーからご加入者へ請求される修理費用から別表1に定める「修理費用お客さまご負担額」を差し引いた金額を当社が負担するサービスをいいます。
  - (7) 「良品交換サポート」とは、適用端末機器等が全損、水没、盗難、紛失等により使用不能かつ修理不能となった場合に、ご加入者のお申し出により、端末機器等(当社が指定するものに限り)を、別表1に定める料金額(当社が指定する端末機器等については、この限りではありません。)で提供するサービスをいいます。
  - (8) 「本サービス」とは、「修理サポート」および「良品交換サポート」を総称したものをいいます。
  - (9) 「機種変更等」とは、機種の変更(良品交換サポートによる端末機器等の交換を含みます)およびW-VALUE SELECTによるSIM STYLEジャケット端末の買増しをいいます。
  - (10) 「良品端末機器等」とは、良品交換サポートに基づき当社が提供する端末機器等をいいます。

(本サービスの提供条件)

- 第3条 本サービスへのご加入は、新規ご購入等の際に、ご加入者が当社所定の受付拠点において、当社所定の方法で申込みを行い、当社が当該申込みを承諾することにより成立します。
2. ウィルコム通信サービス契約の契約者は、一のウィルコム通信サービス契約につき、一の本サービス加入の申込みをすることができます。
  3. 当社は、本規約とは異なる条件及び方法にて本サービスを提供する場合があります。この場合、当社は、加入申込み前にご加入者に対し当該内容を通知するか、又は、加入申込み後に当該内容を通知した上でご加入者から承諾を得るものとします。

(適用端末機器等)

- 第4条 適用端末機器等は別表1に定める端末機器等とし、新規ご購入等の際、当社の顧客管理システムに登録される最新の端末機器等に限り、なお、当社の顧客管理システムに、最新の端末機器等としてSIMカード及びSIM STYLEジャケット端末が併せて登録されている場合、当該SIMカード及びSIM STYLEジャケット端末が適用端末機器となります。
2. 本サービスの適用期間中に機種変更等がされた場合は、機種変更等の前の端末機器等は適用端末機器等ではなくなります。また、機種変更等（機種変更については端末機器の新規ご購入と同時にを行うものに限り、）の後の端末機器等が当社が指定する端末機器等に該当する場合には、当該機種変更等の後の端末機器等が適用端末機器等となります。

(修理サポートの提供条件)

- 第5条 修理サポートの適用は修理依頼時にお申し出いただいたものに限り、適用します。

(良品交換サポートの提供条件)

- 第6条 良品交換サポートの2回目以降の適用は、前回適用日の翌日から1年を経過した日以降に限るものとします。
2. 良品交換サポートの適用端末機器等と同一の機種がない場合には、当社が指定する端末機器等への交換となります。この場合において、当社は契約者に対して、料金種別等その他の提供条件について、当社が別に定めるものに変更していただくことがあります。

(月額料)

- 第7条 ご加入者は、別表3に規定する月額料を、基本使用料等ご加入者が支払うべき料金額に加算して当社に支払うものとします。なお、ご加入月及び退会月にご加入日数がひと月に満たない場合には、月額料は日割りでの計算となります。

(本サービスの解約)

- 第8条 次の各号に該当する場合には本サービスは解約となります。
- (1) ご加入者から当社所定の方法で本サービスの解約のお申し出をいただいた場合
  - (2) ご加入者が一般ウィルコム通信サービス契約を解約された場合
  - (3) PHS 電話機の新規ご購入を伴わない機種の変更をされた場合（良品交換サポートにより機種の変更がされた場合を除きます）
  - (4) PHS 電話機の新規ご購入を伴う機種の変更であって当該機種の変更後のPHS 電話機

が当社が指定するものでない場合。

(免責)

第9条 当社は、ご加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、当社の故意または重大な過失による場合のほかは、何らの責任も負いません。

2. 前項により当社が責を負う場合でも、損害賠償の範囲は正常の状態における当該適用端末機器等の時価相当額を限度とします。

(その他の提供条件)

第10条 本規約に規定のない提供条件については、当社が必要と認める場合には、当社が別に定める規定が適用される場合があります。

(同意事項)

第11条 本サービスご加入お申し込みにあたっては、ご加入者は本規約（別紙に定める注意事項を含みます。）にご同意いただいたものとみなします。

(本サービスの中断・終了)

第12条 当社は本サービスを予告なく中断、終了する場合があります。

(本サービスの提供開始)

第13条 本サービスは当社が別途定める日より提供を開始します。なお、第7条に定める月額料は本サービスの提供を開始する日より課金します。